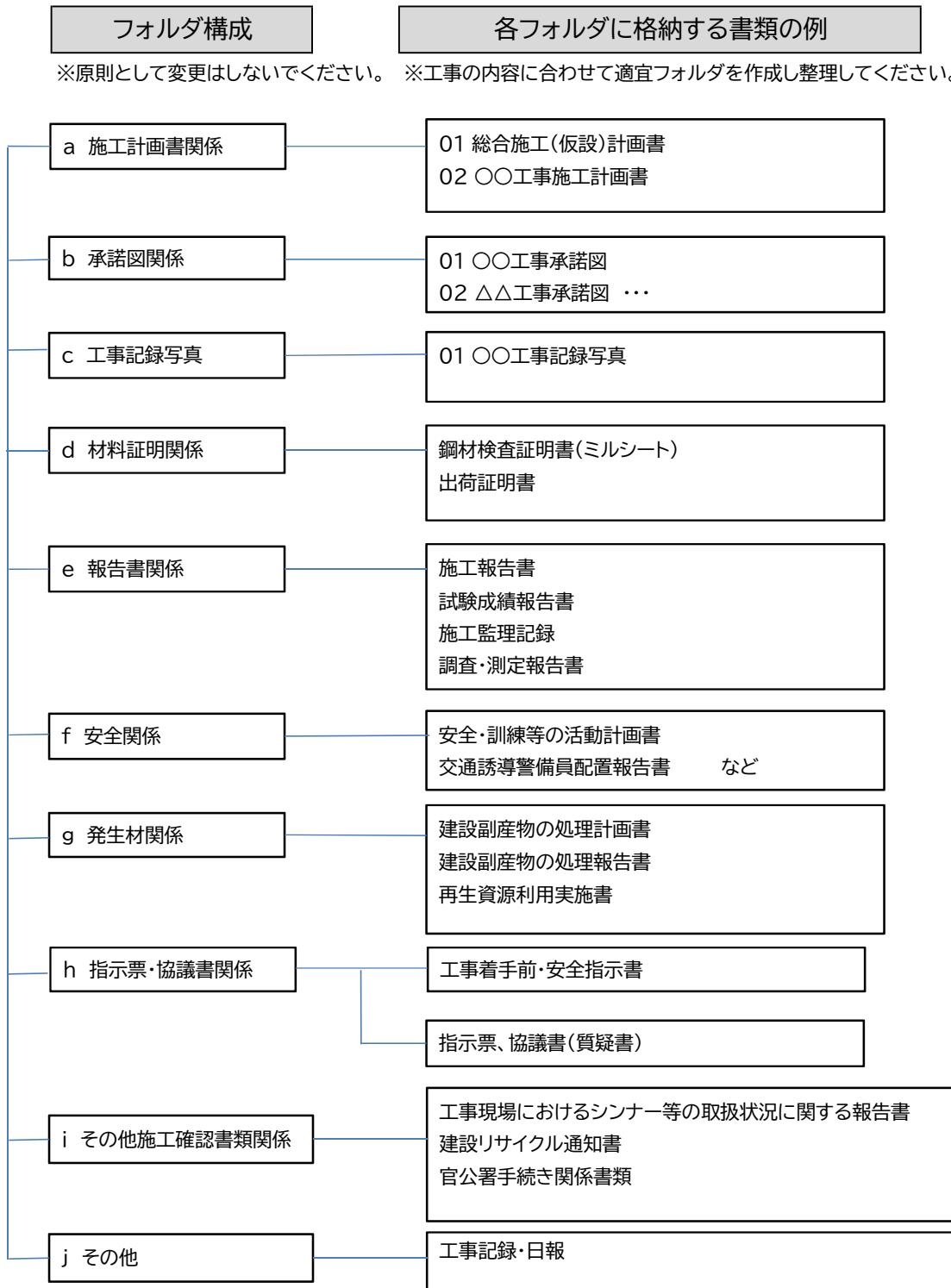


**受発注者間情報共有システムにおける工事書類のフォルダ分類(建築・建築設備工事)**



※「帳票(鑑)作成機能」で作成する書類については、「工事打合せ簿」とする。

※「発議書類管理機能」における「ワークフロー機能で最終承認後の工事書類を帳票(鑑)の入力項目等を利用して  
フォルダに自動的に振り分けて登録する機能」については、試行実施期間中につき、これを使用しない。  
なお今後、試行実施から本格実施へ移行する際には、「フォルダに自動的に振り分けて登録する機能」について  
改めて定める。